中 小企業向け官公需の確保に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭 和四十六年十一月四日

提 出 者

> 横 Щ 利

秋

船 田 中 殿

衆

議

院

議

長

中 小 企 業 向 け 官 公 需 \mathcal{O} 確 保 に 関す る 質 間 主 意 書

昭 和 匹 + __ 年 六 月「官 公需に . つ い て \mathcal{O} 中小 企業者の受注 (T) 確保に関する法律」が 制定さ れた。

本法は

(1) 玉 . 等 が 物 件 0) 買 入れ · 等 . О 契約をなすに当たつて、 中小企業者の受注機会の増大を図 るよう

積極的に努力すべき旨を定め、

- (2) 政府は毎年方針を定め要旨を公表し、
- (3)各 省 は 毎 年 実 績 を 通 商 産 業 大 臣 に 通 知 し、
- (4)通 商 産 業 大 臣 は 各 省 <u>|</u>庁等 に 対 L 必 要 な 措 置 を 講ず るよう 要望できること、
- (5)ま た、 地 方 公共 団 体 ŧ これ に 準 Ü た 施 策 を 講ずるよ う定 \Diamond た ŧ \mathcal{O} で あ る。

し カュ るに、 本法 制定 後 の実 績 をみ るに中 小企業 0 契約実 績 は 別 紙 \mathcal{O} لح お り法 律 制定以前 0 比

を で 率 ょ あ 払 る。 り 0 7 t 年 1 通 な 商 Þ 逆 1 産 業 に 証 低 拠 大 で 臣 下 Ļ あ を る は U な 特 \Diamond ん に 各 5 法 省 昭 庁 律 和 匹 が 制 十 本 定 法 五. \mathcal{O} 年 目 を 尊 的 を 例 重 は に L 達 لح な せ れ 5 1 ば どころ れ 九 7 千 V 几 か な 百 本 1 億 法 円 と に は \mathcal{O} 0 計 ま 1 ک て 画 لح 目 な に 標 ん 遺 を 5 か 憾 \mathcal{O} 考 千 か げ 盧 万

な

が

5

わ

ず

か

七

千

六

百

五.

+

億

円

 \mathcal{O}

実

績

に

L

カ

す

ぎ

な

1

三 で 4 と あ 右 る。 8 に 主 0 台旨 1 0 に 7 こと そ 昭 0 和 は 7 兀 内 善 + \equiv 閣 処 総 す 年 予 理 る 旨 大 算 率 委 臣 \mathcal{O} 直 員 12 会 言 答 に 明 は え お な た 1 が 7 λ そ 5 私 政 \mathcal{O} が 追 府 後 内 求 \mathcal{O} 部 結 L た 果 で ところ 実 t 依 行 然 さ と れ 内 L 閣 な て 総 1 受 ことを 理 注 大 率 臣 意 は は 味 低 下 L \mathcal{O} 予 事 \mathcal{O} 算 実 方 委 を

兀 共 員 事 会 他 業 方 \mathcal{O} 等 K 権 を 威 ル 中 を シ 心 ŧ 日 12 ツ 失 官 墜 ク 等 せ 公 需 に L を ょ 8 昭 n る 和 全 Ł 兀 日 \mathcal{O} + 本 で 六 \mathcal{O} あ 年 中 る 度 小 繰 企 業 上 げ \mathcal{O} 発 危 注 機 は L 昭 な 和 は だ 兀 + L 七 1 年 ŧ 度 \mathcal{O} は が 著 あ る L 今 1 増 日 大 に 政 府 ょ Ŋ は 景 公

気

振

興

を

図

ると

公表

し、

特

に

中

小

企

業

救

済

に

万

全

を

期

す

ると

V

0

て

1

る

が

右

 \mathcal{O}

実

績

 \mathcal{O}

示

す

ょ

う に 政 府 \mathcal{O} 言 明 は 容 易 に は 信 頼 す る こと は で き な 1 体 سلخ \mathcal{O} よう ĺ 中 小 企 業 \mathcal{O} 業 務 量 \mathcal{O} 増 大

を 义 る \mathcal{O} か 具 体 的 な 行 政 措 置 を す る \mathcal{O} か 明 5 か に す べ き で あ る。

五. \mathcal{O} 際 次 \mathcal{O} 点 に 0 7 7 政 府 \mathcal{O} 具 体 的 対 策 を 明 5 か に することを 求 8 る。

(1) 米 玉 \mathcal{O} 輸 入 課 徴 金 0 実 施 B 円 \mathcal{O} 変 動 相 場 制 移 行 に従つて国 内 \mathcal{O} 不 . 況 が 深 刻 化 L つ つ あ ŋ,

中 小 企 業 \mathcal{O} 受 注 減 が 大 き な 間 題 とな つて 7 る。 折 り し ŧ, 政 府 に お 11 7 は 昭 和 匹 + 六 年 度

小 企 業 者 に 関 す る 玉 等 \mathcal{O} 契 約 \mathcal{O} 方 針 (八月二十 兀 日 閣 議)と そ \mathcal{O} 目 標 兆 匹 百 億 円 を 決 定

れ 小

過

か

5

4

7

そ

 \mathcal{O}

実

行

は

信

頼

で

き

な

1

ک

 \mathcal{O}

際

 $\sum_{}$

5

官

公

需

に

付

す

る

中

企

業

 \mathcal{O}

受

注

機

会

 \mathcal{O}

増

補

正

予

算

B

財

投

 \mathcal{O}

追

加

な

ど —

連

 \mathcal{O}

財

政

支

出

拡

大

措

置

を

講

ľ

7

7)

る

ところで

あ

る

が

以

上

 \mathcal{O}

経

大 を 図 る べ < 現 行 施 策 \mathcal{O} 再 検 討 を 含 め、 思 1 切 0 た 対 策 を 実 行 す べ き で は な 1 か

(2)事 業 協 同 組 合 · 等 \mathcal{O} 活 用 に 0 1 7 は 法 律 12 特 段 \mathcal{O} 配 慮 を す る ょ う 規 定さ れ 7 な り、 ک \mathcal{O} 趣

旨 に そつて、 昭 和 兀 十 二 年 度よ り 適 格 証 明 制 度 が 実 施 され て ١ ر るところであ る。 L か L な が

5 本 制 度 t 必 ず L ŧ + 分 な 実 績 を あ げ 7 1 な 7 と 聞 1 7 1 る が 証 明 を 発 給 L た 組 合 数 お ょ てド

れ 5 組 合 \mathcal{O} 官 公 需 受 注 実 績 \mathcal{O} 概 要 を 示 さ れ た 1

(3)要 す る に、 毎 年 \mathcal{O} 閣 議 決 定 が 空文 に 終 わ ŋ 各 省 庁 お ょ び 末 端 \mathcal{O} 担 **当** 者に な λ 5 徹 底 L て

V

な 1 ことに 原 因 が あ る لح 思 わ れ る が 政 府 は ک \mathcal{O} 際 強 力 な 行 政 指 導措 置 をとる 必 要が あ ると

思うがどうか。

六 本 法 は 政 府 0) 不 熱 意 Ł あ る が、 実 施 0 経 過 に か λ が み 法 自 体 に そ 0) 運 用 主 体、 権 限、 念 査 \mathcal{O}

方 式 12 0 1 7 根 本 的 に 欠 け るところ が あ る لح 痛 感 さ れ る。 従 0 て、 ک 0) 際 次 \mathcal{O} 点 を 含 む 本 法 \mathcal{O}

改正を図るべきだと考えるがどうか。

(1) 各 省 庁 \mathcal{O} 複 雑 カン 0 多 元 的 な 調 達 業 務 を 元 化 す るとともに 中 小 企 業 \mathcal{O} 官 公需 受注 機 会を 増

大させるため「調達管理庁」を設置すること。

(2)特 定 0) 物 品 や エ 事 を 限定して、これ らの全部 または 部 を中小企業 0 みに契約させ る 中

(3) その他、法の抜本的な強化を図ること。小企業官公需留保計画」を策定すること。

右質問する。その他、法の抜本的な強力

国等の中小企業向け官公需契約実績額			
			(単位 億円)
	官公需関係	中小企業向け契約	B/A
年 度	総予算額 (A)	実績額 (B)	B/ A
37	9,476	3,114	32.9
38	7,260	2,034	28.0
41	18,850	4,891	25.9
42	21,925	5,939	27.1
43	23,038	6,681	29.0
44	27,100	7,436	27.4
45	30,043	7,650	25.5
46	34,579	-	_
中小企業庁下請企業課調べによる。			